

令和5年度予算編成方針について

1 経済状況と国の動向

国では、「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、現状、民需に力強さを欠く状況にある中、海外への所得流出を伴う物価高騰に直面しているほか、ロシアによるウクライナ侵略は、安全保障をめぐる環境を一変させた。こうした中であって、経済財政運営においては、大胆な金融施策、機動的な財政施策、民間投資を喚起する成長戦略の下、適切な実行を図るとともに、構造変化を牽引しつつ、「成長と分配の好循環」を拡大していく必要があるとしている。

また、令和5年度の予算編成に向けた考え方として、景気の下振れリスクにしっかり対応し、民需中心の景気回復を着実に実現することで、成長と配分の好循環に向けた動きを確かなものとしていく。経済・財政一体改革を着実に推進する。新しい資本主義の実現に向け、「人への投資」、「科学技術・イノベーションへの投資」、「DXへの投資」等の分野について、計画的で大胆な重点投資を官民連携の下で推進する。政策の長期的方向性や予見可能性を高めるよう、事業の性質に応じた基金の活用、年度を跨いだ予算執行が可能となる柔軟かつ適切な対応等により、単年度主義の弊害是正に取り組む。としている。

今後、国から公表される令和5年度の地方財政収支見通し及び地方財政計画においても、地方財政にとって引き続き厳しい状況となることが予想されるため、国の動向を注視し情報収集に努める必要がある。

2 本町の財政状況

歳入では、自主財源の根幹である町税については、景気の下振れ、人口減少等により町民税等の伸び悩みを見込んでいる。これに伴い、本来であれば地方交付税及び臨時財政対策債により補てんされる見込みではあるが、国では地方交付税の維持、臨時財政対策債の抑制を見込んでおり期待は出来ない状況である。

歳出では、義務的経費のうち、高齢化に伴う医療、介護等による社会保障費、人事院勧告による人件費の引き上げのほか公債費が増加している。更に、エネルギー価格・物価高騰により、公共施設等の維持管理費や需用費、委託料等の増加が見込まれるほか、一部事務組合の負担金や特別会計に対する繰出金においても、増加する傾向にある。

また、令和3年度の経常収支比率は84.8%となり前年度対比で8.0ポイント改善したものの、依然として、財政構造の硬直化が懸念されるところで

ある。

その他の指標についても、実質公債費比率は4.4%となり前年度対比0.3ポイントの増、将来負担比率は8.9%で前年度対比11.5ポイントの減となっている。今後においては、近年実施した大規模な公共工事に伴う起債発行の元金償還が始まることにより、公債費の増加が見込まれるため、計画的・効率的な財政運営の強化に努める必要がある。

3 令和5年度予算編成方針

第1 総論

令和5年度予算編成に当たっては、第6次越生町長期総合計画のまちづくりの基本理念を踏まえ、令和3年3月に改訂した越生町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた基本目標を着実に推進するため、自主財源の確保を強化し、より一層の創意工夫を図り、限られた財源の有効的な活用に向け、全庁を挙げて組織的・横断的に予算編成に取り組むことが重要である。

そのためには、全ての職員が現在の厳しい財政状況について十分理解したうえで、これまでの事務事業における成果及び課題を徹底的に検証することが求められる。

現在、実施している事業の必要性、優先度、内容等を改めて精査し、さらなる経費縮減を図り、持続可能な財政基盤の確保に努めることで、町民が安心して住める元気なまちづくりの実現を目指し取り組むものとする。

第2 予算編成の基本的な考え

高齢化に伴う医療、介護等の社会保障費及び、老朽化した公共施設等の維持管理費の増加が見込まれるが、人口減少問題への取り組みとして、福祉・子育て支援や教育環境の充実、観光・商工事業や農林業の支援強化など、各種重要課題に適切に対応し、首都圏内外から、交流人口や関係人口の増加を図り、移住・定住を促進し、安心元気な越生町を推進するものとする。

これら高度・多様化する行政需要に的確に対応するため、自治体DXを積極的に推進し、限られた財源を効率的かつ効果的に活用し、前例踏襲からの脱却による事務事業の見直しが必要であり、それぞれの事業・施策がどのような政策目標の達成のために予算化されたものかを再確認するとともに、目標達成のために最小の経費で最大の効果を上げられるよう再検討することとする。

更に、新型コロナウイルス感染症への対応についても、感染状況等を見据えながら、住民の健康を守り、生活の明るさや地域の活性化が推進されるよう「新しい生活様式」に対応した事業を展開することとする。

また、執行方法を含めた積極的な事業の見直しを行うほか、創意工夫を念頭に、各課（局）内で十分議論を尽くしたうえで予算編成に取り組むものとする。

第3 予算編成に関する基本的事項

- (1) 当初予算は、原則として通年予算を編成するものとし、年間を通して予測されるすべての収入・支出を確実に見込むこと。年度途中の補正は制度の改正に伴うもの及び災害関連経費等、緊急性を求められるもの以外は原則として認めない。
- (2) 歳入の合理的な確保を図るとともに、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹して、創意工夫と節度ある財政運営を堅持すること。
- (3) 実施計画及び概算要求に掲げた事業のみ予算要求の対象とする。この事業以外で要求が必要なものは、十分に内容を精査したうえで、別途詳細な資料をもとに予算ヒアリングに臨むこと。
- (4) 新規事業は、真に住民福祉の充実に寄与する緊急不可欠なものと重要施策のみに限定すること。この場合、既存の経費の組み替えや節減合理化により、必要な財源を極力捻出するとともに、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (5) 既存の事務事業については、内容及び効果を十分検討すること。既に所期の目的を達成した事業や情勢の変化等により事業推進の必要性が薄れているものについては廃止するなど、類似事業の整理統合など徹底した見直しを図ること。
- (6) 国・県支出金を財源とする事業については、国・県の予算編成の動向や行財政改革に伴う制度改正を的確に把握し、事業効果、負担区分のあり方を十分検討して事業の選択に努めること。
- (7) 各事業については、執行計画を事前に十分検討し、年度内に確実に終了するよう特に留意すること。
- (8) 経常経費の節減、合理化についても重要課題と認識し、引き続き、さらなる一般行政経費の抑制に努めること。
- (9) 議会及び監査委員からの指摘や要望事項、並びに住民からの請願、陳情、要望等については特に留意し、緊急性、必然性を十分検討したうえで対応すること。
- (10) 継続費及び債務負担行為を設定する場合については、事業の規模、年割額等を十分検討し、後年度に過重な財政負担を招くことのないよう留意すること。
- (11) 特別会計及び企業会計については、一般会計に準ずることとし、特に企業会計は「独立採算」の原則に基づき、経営的視点に立って今後の見通しについて十分な検討を行い、安易に一般会計からの繰入れに依存することのないよう、財政の健全化に努めること。